

令和二年度 博士（文学）学位請求論文 要旨

古代日本の祭祀伝承とその基盤

川畑 勝久

論文要旨 「古代日本の祭祀伝承とその基盤」

本論では、神郡と神戸からみた律令制祭祀の構造と歴史について、全四部構成で考察する。

第一部は神郡論である。神郡とは、養老七年の太政官処分によると、伊勢国渡相、竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡を合わせて八神郡といい、律令制郡司が禁止されていた三等以上の連任が認められていた。この八神郡のうち、皇大神宮儀式帳の伊勢二神郡と常陸国風土記の香島郡の設置がいずれも己酉年（大化五年）であることから、他の八神郡も同様に孝徳天皇期に設置されたものと考えられている。

第一章では、神郡に関する研究史を整理する。八神郡が畿外に設置されており、従来、その意義を交通上・軍事的・経済的・イデオロギ－的観点から重視されていたのに対して、神郡の中心には神社があり、神郡神の祭祀的視点から、神郡成立の背景を再考する必要性がある。

第二章では、青木紀元氏が日本神話を大和系と出雲系に大別し、大和系神話の特徴として降臨伝承が多いと指摘されたことを検証しつつ、記紀神話の中で、天孫だけでなく、多くの神郡神が葦原中国に降臨していることに着目する。誓約神話によって誕生した宗像三女神や天穗日命が天孫に先立って降臨し、鹿島・香取神宮の祭神と密接な関係をもつ武甕槌神や経津主神がそれに続いて降臨し、天照大神は天孫とともに、また、中臣氏や忌部氏の祖先神もそれに付随して降臨している。一方、在地の風土記や古語拾遺及び系譜等の氏族伝承の中にも、神郡神の降臨伝承が見られることに注目する。そこから、大和朝廷が降臨伝承を通じて、中央と共通する神々を在地に降臨させることで、畿外の重要な拠点に、天地の思想を共有する神郡神が配置され、神話を通じた大和朝廷の起源や思想・祭祀面を強化する目的があり、孝徳天皇期の神郡成立に大きな影響を与えたものと考ええる。そして、こうした神郡神の降臨伝承は、記紀編纂事業の前史となる旧辞に断片的にせよ、記載されていた可能性を示唆する。

第三章では、神郡祭祀の特徴、神郡司の祭祀的役割、さらには神郡内外に広がる神戸や御子神との関係について、八神郡を個別に検証していく。第一の鹿島神郡では、鎌田元一氏による大化五年の全面立評説に従って、香島神郡が成立したこと、よって、神郡が公郡に先行するという説には賛同できないこと、また、神郡内が中臣連―中臣部・卜部等の同族によって占められていたこと、さらに神賤民が多く神戸人に編成されていた背景には、蝦夷征討の影響から、鹿島神宮の苗裔神が陸奥国にも及んでおり、経済基盤を確保するために鹿島神郡が大きな影響を齎したことを想定した。第二の香取神郡の場合、従来から議論とされている祭神論に言及し、伊波比主神と経津主神は同一であること、在地神ではなく、天つ神として大和朝廷との関係で理解すべきこと、常陸国風土記の信太郡高来里条にみえる普都大神の降臨伝承との関連性、

物部氏の動向等に注目する。また、香島御子神同様に香取の御子神が散見する背景にも、香取神郡が大きな影響を及ぼしていた。

第三の意宇神郡では、三つの視点から考察を加えた。一つには、意宇神郡司である出雲臣が国造を兼帯していた背景について、二つ目には、大関邦男氏が意宇神郡の成立要因に神賀詞奏上儀礼との関係を指摘された点を批判し、神賀詞の成立は、出雲果安による靈龜二年の成立であり、孝徳天皇期に成立した意宇神郡とは無関係であること、但し、その奏上儀礼に動員される国内の祝部を含めた経済的基盤の確保のために、意宇神郡内に神賀詞と関連する三つの神戸―出雲神戸、賀茂神戸、忌部神戸―を郡内に設置したこと、また、国内にみえる御子神や同社の分布から、五か所の出雲神戸は、二所大神を含め百八十神の御子神を対象としていたこと、三つ目は、神戸の里・郷数について、従来の諸説を整理しつつ、郡ごとに表記が不統一であること、神戸は一郷三里が原則で二里は例外であること、五か所の出雲神戸は、いずれも郷里制以前にその成立が考えられること等を指摘した。

第四の名草神郡では、紀伊国造次第にみえる忍穂が、紀伊国造と名草大領を兼帯していたこと、それ以後の兼帯事例について、従来からの議論を整理しつつ、神龜元年の聖武天皇の即位の際に、紀直摩祖が名草郡領と紀伊国造を兼帯していた可能性を指摘した。また、藪田香融氏が伊太祁曾神から皇祖神としての日前神への祭神の変遷を、「紀伊国における一種の国譲り神話」であったと指摘された学説を承認しつつ、それに伴い、神郡内の神戸(伊太祁曾神)が経済的にも分割・縮小を余儀なくされたこと、さらに、紀伊忌部氏が天岩戸神話における日前神伝承の記載に影響を及ぼしたこと等を指摘した。

第五の宗像神郡では、天武天皇の高市皇子の母方が宗像氏であることを重視し、宗像神郡の設置に影響を及ぼしたこと、大和国の宗像神社には、他の神郡同様、宗像大神の御子神という性格が見られること、また、宗像郡司と神主の兼帯とその意義、さらに、履中天皇期の車持部の事件から、大和朝廷が律令制神戸以前に神戸を分寄していたことを指摘した。

第六の安房神郡では、高橋氏文の検討から、天穂日命を祖先神と仰ぐ安房国造が中心となって、東国の同族の国造らを大和朝廷の東国経営の拠点となる淡水門に集合して、安房大神を御食都神として奉ずるといふ祭祀空間が形成されていたこと、また、古語拾遺と高橋氏文の伝承は、互いに安房地域の古伝承を記す貴重な史料であること、さらに、安房神戸について、和名抄にみえる神余は、律令制神戸の五十戸の残りという意に解し、神戸と神余の二郷から構成されていたと想定した。

第二部は、神戸論である。第一章では、神戸の研究史を整理する。第二章では、神戸の運用論について検討する。第一では、神祇令神戸条と令集解の解釈を中心に、第二では、神祇官が、神祇令を延喜式祭祀に利用していくことに法解釈の拡大化をみる。第三では、神社の修造費における神祇令の運用と時代的変遷を追った。第四では、神祇令には、祭祀の調度費と神社の修造費への支出は規定されているが、俸禄費

への使用は認めていない点を重視する。その淵源として、神税を供神費と神主給与に分配する天武天皇六年の勅の背景には、前年に開始された相嘗祭を考慮した政策であったこと、しかし、神戸の神税を律令制神職の俸禄費に充当するという規定は、日本の神觀念に適合せず、結局は法令化されなかったことを指摘した。第五では、神戸と封戸の相違について、諸説の学説を整理し、時野谷氏の指摘を承認しつつ、延暦期の格の検討から、封戸制の四十束とは異なる、十五束という田租数が神戸に適用されていた時代があったことを想定した。

第三章では、律令制神戸の成立時期とその背景について考察する。従来、唯一の史料とされた常陸国風土記の香島郡内の神戸五十戸の設置に加えて、「賀茂神官鴨氏系図」にみえる山城神戸の考察から、同じ孝徳天皇期に、畿内外で成立した可能性を指摘する。しかし、神戸の萌芽は、大化以前の部民制に遡り、多くは数戸に満たない部民が、各神社の歴史的経緯により、設置されていたことから、大化以前からの本源的な神戸と孝徳天皇期に成立した律令制神戸とは、区別すべきことを指摘する。それが、改新の詔以降、部民が段階的に廃止され、公戸と神戸を区別した庚午年籍や庚寅年籍等の作成により、神戸数が一定に確保された包括的な律令制神戸に整備されていた。よって、畿内の神社の官社化を進める中で、令制祭祀の経済基盤とした令制神戸と改新の詔によつて大夫以上に支給された食封制とは、その成立段階から性格の異なるものであったと考えられる。

第四章では、畿内の神戸神社とその祭祀的意義について考察した。第一では、『新抄格勅符抄』所収の大同元年牒にみえる一七〇の神戸事例をその配置場所から畿内と畿外に分類、そのうち、畿内に神戸を有する神社には、その周辺以外に経済的理由から畿外にも複数神戸を有することが、佐々田悠氏よつて指摘されているが、神戸のほとんどは、数戸に満たないものばかりであり、経済的理由だけでは神戸の性格を捉えきれず、神戸とは、元来、畿内の神社を中心に成立していった可能性を指摘する。その背景として、第二では祈年祭、第三では相嘗祭との密接な関係について検証する。いずれも、天武・持統天皇期に開始された令制祭祀であり、その祭料に各神社の神戸の租庸調が充当された。特に、相嘗祭の祭料にみえる神税は、収穫された新穀を醸した酒料稻（神嘗酒料）として供進され、祭祀の古態を留めている。第四では、新羅客入朝時に給される神酒の醸酒料が、大和・河内・摂津国等の相嘗祭社から支給されており、相嘗祭で供進される酒料稻と同じ手続きが取られていたことが推測される。そして、その外交儀礼が、舒明天皇期の遣隋使の来朝にまで遡ることから、神酒を給う相嘗祭社の神戸も、孝徳天皇期以前に遡る可能性があり、律令制神戸の源流であることを指摘した。

第五章では、畿外の神戸の特質について考察した。畿外神戸の多くが、数戸に満たないのに対して、畿内の神戸神社が畿外に進出した神戸には、数十戸に及ぶものがあることに注目する。熊田亮介氏は、本来、神社が所有していた神戸とは、質的にも量的にも異なる神社封戸と呼ばれる性格の神戸が存在することを指摘しており、本論では、その変化が天平神護期を中心として、伊勢神郡内での神宮寺の建設、神宮禰宜

への季禄支給、神階の授与、宇佐八幡宮の神戸加増、高鴨神の復祠等、従来の令制祭祀の範囲では解決できない事例に対応すべく、神祇官人の中臣朝臣清麿を中心に、仏教思想を積極的に取り入れることに合わせて、封戸的神戸を畿外に誘致、設置していく経緯について指摘した。

第三部は伊勢神宮論である。第一章では、伊勢神宮の神戸の成立について検証した。第一では、諸国神戸の神戸数は、ほぼ一定していたのに対して、神戸内の戸数は流動的であったこと、第二では、皇大神宮儀式帳、太神宮諸雑事記、倭姫命世記等にみられる倭姫命伝承を比較検討し、最も古い皇大神宮儀式帳には、大和国、伊賀国を経て、美濃經由で伊勢国に入っており、尾張・参河・遠江国の伊勢湾岸諸国の巡幸が見られないことから、その歴史性経緯に差があることを指摘した。そこで、第三では、尾張・参河・遠江の神戸三か国と神宮祭祀との関わりについて、従来、神衣祭に関して、赤引神調糸が参河国から奉獻されるという神祇令集解の解釈を疑問視する考えがあることを紹介し、文武天皇期による神祇政策により、大嘗祭と神衣祭において、参河国から御衣(神衣)の奉獻があったこと、皇大神宮儀式帳には、織維類や懸税、神嘗酒料の奉獻に三か国がみられること等から、少なくとも古記編纂前後から延暦期までは、参河国からの奉獻があったことを指摘した。それが、弘仁式の段階で、大神宮司による神郡雑務の一元化が進む中、参河国司を通じて奉獻されるルートが次第に縮小されるようになり、神郡内の服織戸や麻続戸等の神戸を利用するように変化したことで、神衣祭の質的低下が起こったことを指摘した。第四では、その三か国が伊勢神宮の神戸国になった理由として、文武天皇の神祇政策の背景には、持統天皇の意向が大きく影響していた可能性を想定し、持統天皇六年の伊勢行幸と大宝二年の持統太上天皇の参河国行幸を検証した。この二度による持統天皇の行幸の目的には、遷宮制度による神宮財政の拡大から、経済的補填のために神戸国に尾張・参河・遠江の三か国を認定したのではないかと推論した。

第二章では、神郡司の祭祀的役割について考察した。第一では、伊勢神郡の成立に関する従来の諸説を検討し、香島神郡同様、天下立評に合わせて成立したこと、また、神郡司が神職集団である渡会神主姓と同族であることを確認した。第二では、儀式帳にみえる正月拝礼記事から、大神宮司の管轄下であり、神宮祓宜の下位に位置付けられていたこと、その職掌として、最も重要な役割は、三節祭に供進する神郡内の神田の営種と荷前調糸の奉納にあったことを指摘する。前者の神田稲は、神郡内の御贄採取とともに大神の御饌に供進され、神宮神職の直会料や食給稲料にも充当されており、神郡成立以前からの原初的祭祀に遡ること、一方、後者の荷前調糸は、律令祭祀の浸透とともに神宮祭祀に組み込まれたものであり、律令的性格の濃い神郡司の祭祀的役割であった。このように、伊勢神宮の祭祀構造が御饌祭と奉幣祭に重層化される中、神郡司は両方の祭物の調達に深く関わっていた。これは、神郡司の在地的性格に基づく祭祀的役割と言える。

第三章は、御贄・衣系・御稲などの祭料の奉獻を通じて、神郡・神戸の機能・役割について考察する。神宮の経済基盤の中心は、神郡にあり、神郡人を中心とした祭祀集団が、その神領域から大神に神饌等を奉進していた。これに対して、その周辺にある神戸は、量的においても、

神郡経済の補完・補充に止まっていた。これは、神宮の原初的祭祀が、神郡を中心とした自給自足的な基盤の上に成り立っており、遷宮を契機として、奈良時代以降、徐々に神宮祭祀の拡大とそれに伴う職制の整備によって、周辺の神戸にも経済基盤を広げていったと考えられる。また、その神郡内部には、複数の神社が一つの群として形成されていたことが伊勢神郡の大きな特徴であったことを指摘する。

第四部は、住吉大社論である。第一章では、住吉大社神代記の編纂とその背景について考察した。住吉大社神代記については、平安期の写本説が有力視されているが、本論では、奥書の天平三年という時代背景について、当時の国際社会の中で捉え直していく。先ず、神代記編纂の前半は渤海、後半は新羅に関する正史記事が中心であることから、渤海と唐・渤海と新羅の各緊張状態の中で、唐Ⅱ新羅、渤海Ⅱ日本という提携関係にあった。その上で、天平四年の遣唐使任命の前年において、すでに住吉大社神代記の奥書に「遣唐使神主」という用語がみられるのは、こうした国際情勢の緊張を鑑みながら、神功皇后以来の国防危機の際に顕現される外交の祖神としての住吉信仰に基づいて、津守宿禰客人が外交的役割を担いつつ、住吉大社神代記を津守氏の氏文として編纂したと位置付ける。そして、編纂の翌年には、遣唐大使の任命とともに、津守客人は遣唐使神主(私的)から遣唐使主神(公的)へと呼称が変更され、正式な役職を負うことになったと類推した。さらに、この天平三年という同時期に、奇しくも氣比大神に二百戸の封戸と従三位の神階が奉られたことに着目し、敦賀津と住吉津という外交上の重要拠点に起こった神祇信仰として、共通する時代背景を指摘する。

第二章では、住吉大社に関する研究と云えば、従来、神功皇后との関係性が指摘されてきたが、神社の創祀とともに、その神主職には津守氏が代々継承している点を重視する。そこで、津守氏からみた住吉信仰の考察として、五世紀の葛城氏と協力して住吉津の守護に携わっていたことを指摘する。

付論として、第一に、カモ神の神戸を取り上げる。これは、第二部神戸論の個別事例として位置付けられる。従来、カモ神については、地祇の葛木鴨と天神の山城鴨について、氏族の融合・分裂が唱えられる中、神戸を通じて、両神を比較、検討する。それによると、ともに相嘗祭社である有力神主職でありながら、葛木鴨は、大和に本拠地を置きながら、出雲・伯耆の山陰地方と土佐、伊予地方にそれぞれ畿外神戸を持ち、山城鴨は、山城を本拠地としながら、丹波地域にも神戸をもつという、畿外神戸から両神の相違点に言及した。

第二は、住吉大社神代記の語句索引を収載した。

令和元年十二月十二日

川畑勝久